

I 計画の概要

第1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成8（1996）年以降、毎年戦後最多を記録し、平成14（2002）年にピークを迎えましたが、犯罪抑止のための様々な取組の結果、平成15（2003）年以降減少を続け、令和3（2021）年には戦後最少を更新してピーク時の5分の1まで減少しました。

一方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の割合は、令和6（2024）年には46.2%と刑法犯の約半数は再犯者という状況にあります。

県においても、刑法犯の認知件数は平成15（2003）年に14,454件とピークを迎え、令和2（2020）年には2,799件とピーク時の約5分の1まで減少しましたが、令和6（2024）年における再犯者の割合は46.7%と全国と同様の傾向となっています。

国においては、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」が制定され、平成29（2017）年12月には、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」が策定され、各種施策が推進されてきました。そして、令和5（2023）年3月には、再犯防止に関する取組の更なる深化・推進を目的として、第二次再犯防止推進計画が策定されました。

県においては、再犯防止推進法の趣旨を踏まえるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案し、令和3（2021）年3月に「長崎県再犯防止推進計画」を策定し、国・市町・関係団体等との連携・協力による再犯防止の各種施策に取り組んできました。

国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを更に促進するため、第二次長崎県再犯防止推進計画を策定します。

SDGs について

平成 27 (2015) 年 9 月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称 SDGs) を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。日本政府も、平成 28 (2016) 年 5 月 20 日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同年 12 月 22 日には、「SDGs 実施指針」を策定し、その中で、各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを推奨」することとしています。犯罪をした者等の再犯防止に関しては、「SDGs 実施指針」の優先課題とされていることから、本計画においても引き続き、この趣旨を踏まえて取り組みます。



再犯防止推進分野で貢献が可能であると考えられる目標

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	各国内及び各国間の不平等を是正する		包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する計画です。

第3 基本理念

だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指します。

第4 重点課題

国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が社会において孤立することなく円滑な社会復帰ができるよう支援し、その結果として、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会が実現されるよう、次の重点課題に取り組みます。

- 1 地域による包摂の推進
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

国の再犯防止推進計画における5つの基本方針

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第5 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年とします。

第6 再犯の防止等に関する施策の指標

（1）再犯防止等に関する施策の成果指標

再犯防止推進施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

長崎県における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）を、令和12（2030）年までに40%以下（基準年（令和6（2024）年）の約14.4%減）にする。

[基準値] 令和6（2024）年の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合
46.7%

【出典：法務省提供データ】

（2）再犯防止に関する施策の動向を把握するための参考指標

[長崎県の現状（データ）]

重点課題	指標	出典
第1 地域による包摂の推進	① 県内市町における地方再犯防止計画の策定状況 地方再犯防止推進計画を策定している市町の数及びその割合 13市町（61.9%）	法務省提供データ （令和7（2025）年 4月1日現在）
	第2 就労・住居の確保	
① <u>協力雇用主</u> の状況 協力雇用主 167社 実際に <u>刑務所</u> 出所者等を雇用している協力雇用主数7社 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数等 25人	長崎保護観察所提供データ （令和7（2025）年 6月末現在）	
	② 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、 就職した者の数及びその割合 支援対象者 96人 就職した者の数 34人（35.4%）	法務省提供データ （令和6（2024）年）

	③保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）184人 うち保護観察終了時に無職である者の数及び割合 66人 (35.9%)	法務省提供データ (令和6(2024)年)
	④県内所在刑事施設における出所者（214人）のうち、 帰住先がない者の数及び割合 43人（20.1%）	法務省提供データ (令和6(2024)年)
	⑤更生保護施設及び自立準備ホームにおいて、一時的に 居場所を確保した者の数 更生保護施設 185人 自立準備ホーム 12人	法務省提供データ (令和6(2024)年)
第3	保健医療・福祉サービス利用の促進等	
	①特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を 行った件数 45人	長崎県地域生活定 着支援センター報 告 (令和6(2024)年 度)
	②薬物事犯保護観察対象者（22人）のうち、保健医療 機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合 1人（4.5%）	長崎保護観察所提 供データ (令和6(2024)年)
	③薬物乱用防止教室等の開催件数及び参加人数 開催件数 237回 参加人数 14,713人	長崎県薬務行政室 提供データ (令和6(2024)年 度)
第4	学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止	
	①保護観察が開始された少年のうち、就学・復学した 者の数 14人	長崎保護観察所提 供データ (令和6(2024)年)
第6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	
	①保護司の状況 定数 890名 現員数 754名 充足率 84.7%	法務省提供データ (令和7(2025)年 1月1日現在)
	②“社会を明るくする運動”行事参加者数 14,739人	法務省提供データ (令和6(2024)年)

その他	
<p>①出所受刑者の5年以内再入者数及び5年以内再入率 令和2年（全出所者数（全国）：18,923人） うち、5年以内再入所者数及び割合 （全国） 6,438人（34.0%） （うち本県） 38人</p>	<p>法務省提供データ （令和6(2024)年)</p>